

板橋区子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

板 橋 区

子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって

板橋区は、持続可能な発展を遂げることにより「東京で一番住みたくなるまちの実現」をめざしています。そのためには、将来にわたり子どもや子育て家庭に対してきめ細やかな切れ目のない支援が重要となります。

近年、核家族化の進行や就労意識・労働環境の変化、地域コミュニティの希薄化などにより、子育てをしている方の孤立感や不安感が増大しています。

国は、次世代育成支援対策推進法などに基づき総合的な子育て支援施策を講じてきましたが、高まり続ける保育需要や地域子育て支援へのニーズなどに対応するため、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」を制定し、子育て支援の更なる充実を図る「子ども・子育て支援新制度」を平成 27 年 4 月から実施することとしました。

板橋区は、平成 17 年に「板橋区次世代育成推進行動計画」を策定し、子育てをめぐる様々な課題を解決するためにこれまで幅広い支援施策を推進してきました。

このたび、これらの施策に加え、子ども・子育て支援新制度の施行に向けて「板橋区子ども・子育て会議」にて議論を重ね、平成 27 年度から 31 年度までを計画期間とする「板橋区子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

この計画は、子育て世帯に対するニーズ調査結果を分析・検証し、「幼児期の教育・保育の拡充及び質の改善」、「安心して子育てできる環境の整備」などに関する目標を定め、いたばし未来創造プランに掲げる「未来につなぐ子育て・教育」の実現に向けた取組みを積極的に進めていくものです。

子どもや子育て家庭を地域社会全体で支援することは、「ひと」と「ひと」をつなぎ、板橋の力を未来へつなぐ懸け橋となります。本計画の着実な推進に向け、今後とも区民の皆様をはじめ、関係各位のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。



平成 27 年 3 月

板橋区長 坂本 健

目次

第Ⅰ章	子ども・子育て支援事業計画の概要	1
1	計画策定の背景と趣旨	2
2	計画の位置付け	3
3	計画の時期・期間	3
4	計画の策定及び修正	3
5	子ども・子育てを取り巻く環境	4
6	計画の基本的な考え方	8
第Ⅱ章	教育・保育提供地域の設定	9
1	教育・保育提供地域について	10
2	教育・保育提供地域の設定	10
第Ⅲ章	教育・保育施設の充実	12
1	対象施設及び現状	13
2	趣旨	13
3	認定区分	13
4	「保育の必要性」の事由	14
5	目標事業量（供給目標量）	15
6	子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	23
第Ⅳ章	地域子ども・子育て支援事業の充実	24
1	対象事業	25
2	目標事業量（供給目標量）	26
第Ⅴ章	計画の推進	39
1	関係機関等との連携	40
2	計画の達成状況の点検・評価	40
	用語解説	41
	資料編	45

第1章

子ども・子育て支援事業計画の概要

第 I 章 子ども・子育て支援事業計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、急速な少子高齢化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など将来的に社会・経済への影響が懸念される課題が深刻になってきています。また、核家族化の進行、就労環境の変化、貧困と格差の増加など子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の中で、全国的に子ども・子育て支援施策が質・量ともに不足していること、子育ての孤立感や負担感が増加していることなどを背景とし、国は平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法 ※」を制定しました。この「子ども・子育て関連 3 法」に基づき、平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」が施行されます。子ども・子育て支援新制度においては、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童の解消、地域での子ども・子育て支援の充実を図ることとしています。

このような流れを受け、板橋区では「板橋区子ども・子育て支援事業計画」を策定し、今後の区の子育て支援施策を展開していきます。

【参考】

※子ども・子育て関連 3 法

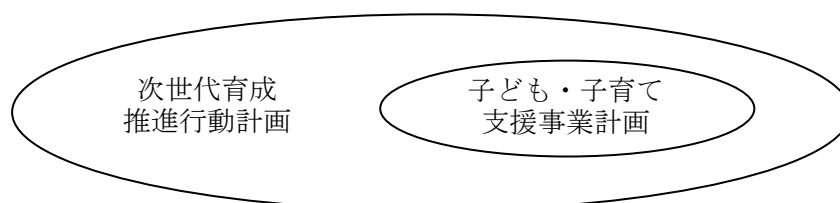
- 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号）
- 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）

2 計画の位置付け

「板橋区子ども・子育て支援事業計画」は、平成 24 年 8 月に制定された子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、提供体制の確保の内容及び実施時期や業務の円滑な実施に関する内容を定めるものです。

なお、「板橋区子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法で求められている事項についてのみの計画であり、それらを含め子育て施策については来年度策定する「板橋区次世代育成推進行動計画」において計画化することとします（下図参照）。

「板橋区子ども・子育て支援事業計画」と「板橋区次世代育成推進行動計画」の
対象範囲のイメージ



※区の他の計画と整合を図った計画とするため、平成 27 年度の次世代育成に関わる施策を追加したうえで「板橋区次世代育成推進行動計画（後期計画）」を 1 年延長することとし、新しい次世代育成推進行動計画は平成 27 年度に策定します。

3 計画の時期・期間

この計画は、平成 27 年度を初年度として平成 31 年度までの 5 年間で一期として策定します。

なお、各施策の進捗状況について年度ごとに分析・評価するとともに、中間年にあたる平成 29 年度には、策定時以降の状況の変化に合わせ供給体制等を見直していきます。

4 計画の策定及び修正

板橋区子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたっては、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項に基づく、公募委員、関係する団体・機関の代表者及び学識経験者などで構成する「板橋区子ども・子育て会議」による審議を行いました。

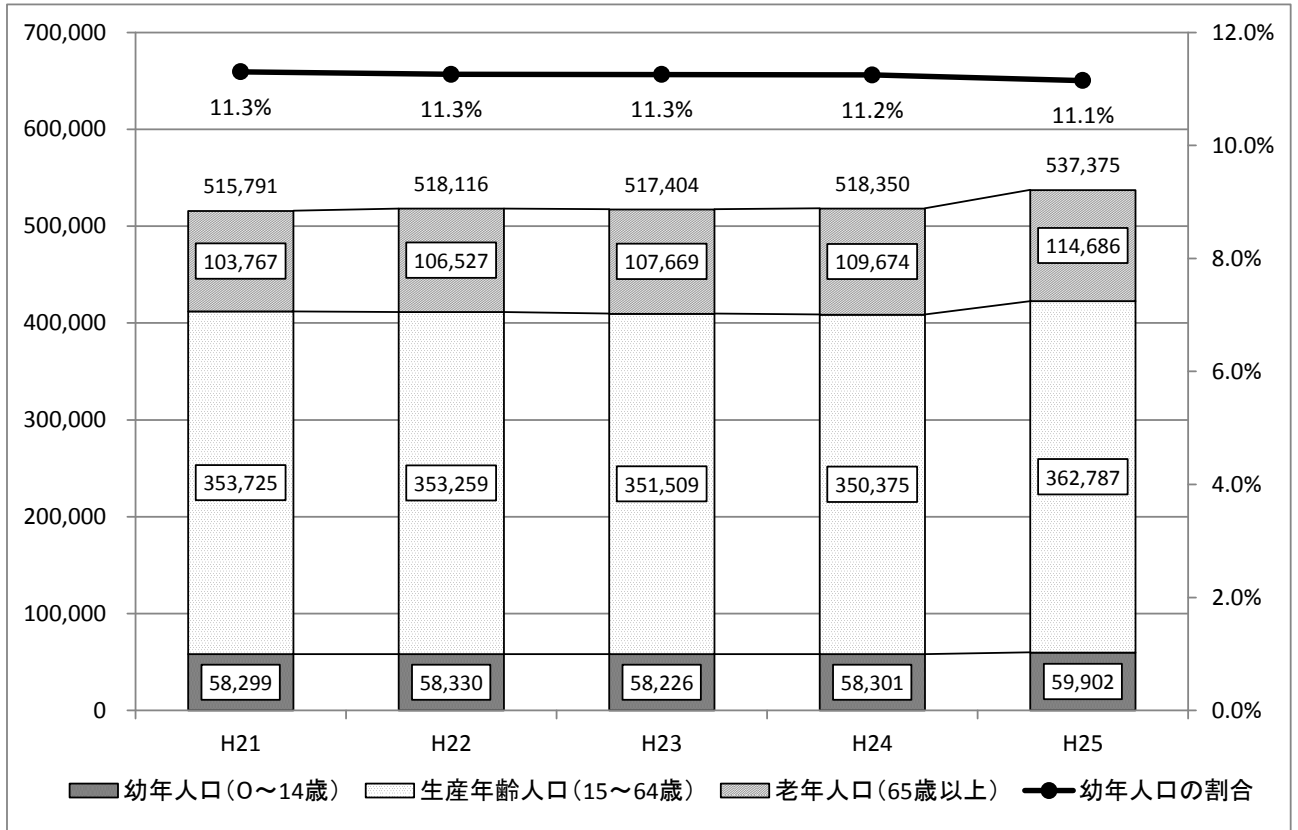
なお、各施策の進捗状況の分析・評価をする場合や、計画を修正する場合等においては、「板橋区子ども・子育て会議」において審議のうえ、公表していきます。

5 子ども・子育てを取り巻く環境

(1) 年齢3区分別人口の推移と幼年人口の割合

板橋区の幼年人口はほぼ横ばいとなっていますが、総人口に占める割合は微減傾向にあり、平成25年には11.1%となっています。

○年齢3区分別人口の推移と幼年人口の割合

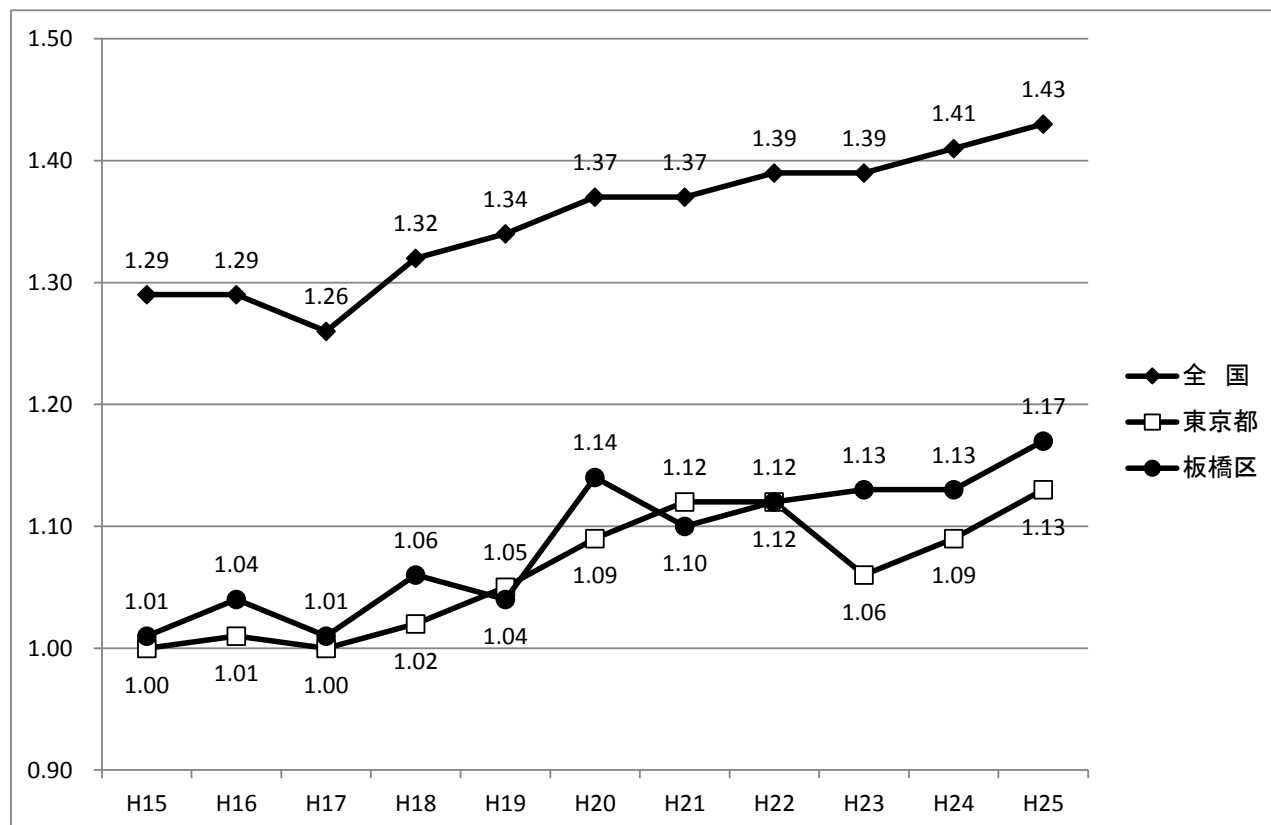


※住民基本台帳法の一部改正に伴い、平成25年の数値には外国人が含まれます。(以後、平成25年以降の人口については同じ。)

(2) 合計特殊出生率の推移

東京都の合計特殊出生率は全国の水準を下回って推移しています。板橋区においては、概ね上昇傾向にあり、平成 25 年には 1.17 ポイントで、平成 15 年の 1.01 に比べて 0.16 ポイント上昇しています。

○合計特殊出生率の推移



資料：人口動態統計（厚生労働省、東京都）

【参考】

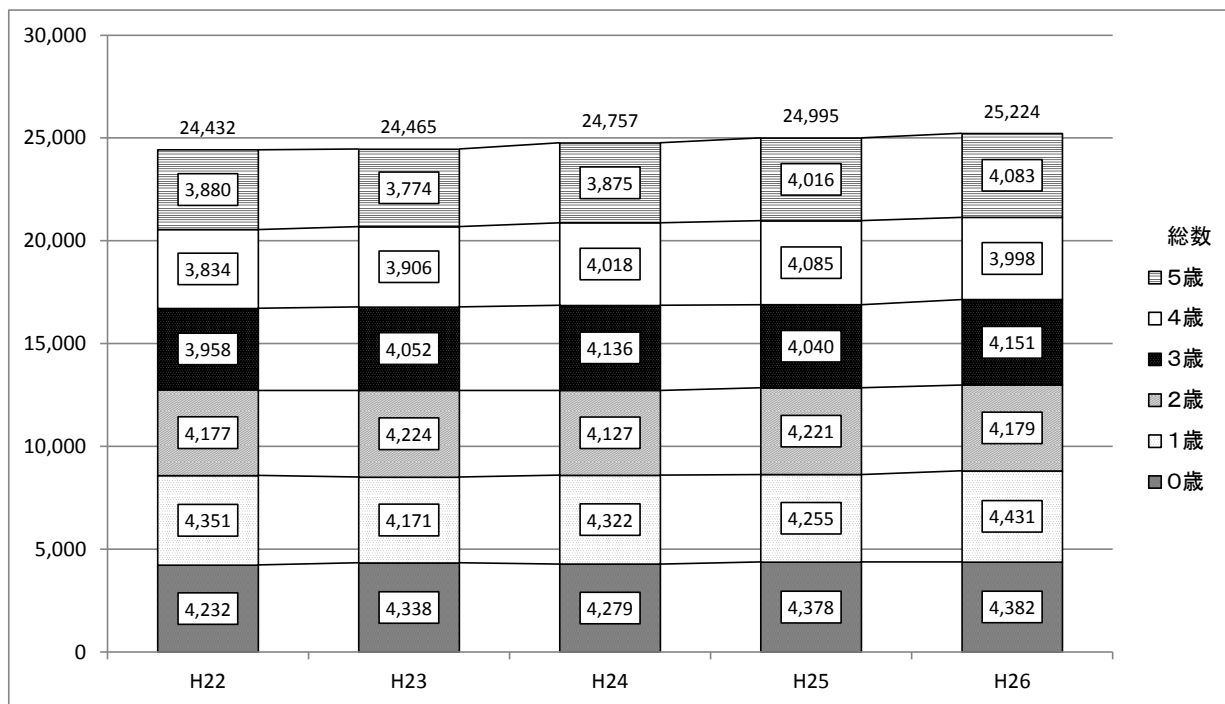
※「合計特殊出生率」とは

「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性が一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当するもの。

(3) 就学前人口の推移

板橋区の就学前人口の推移をみると、就学前人口は微増傾向にあり、平成 26 年には 25,224 人となっています。

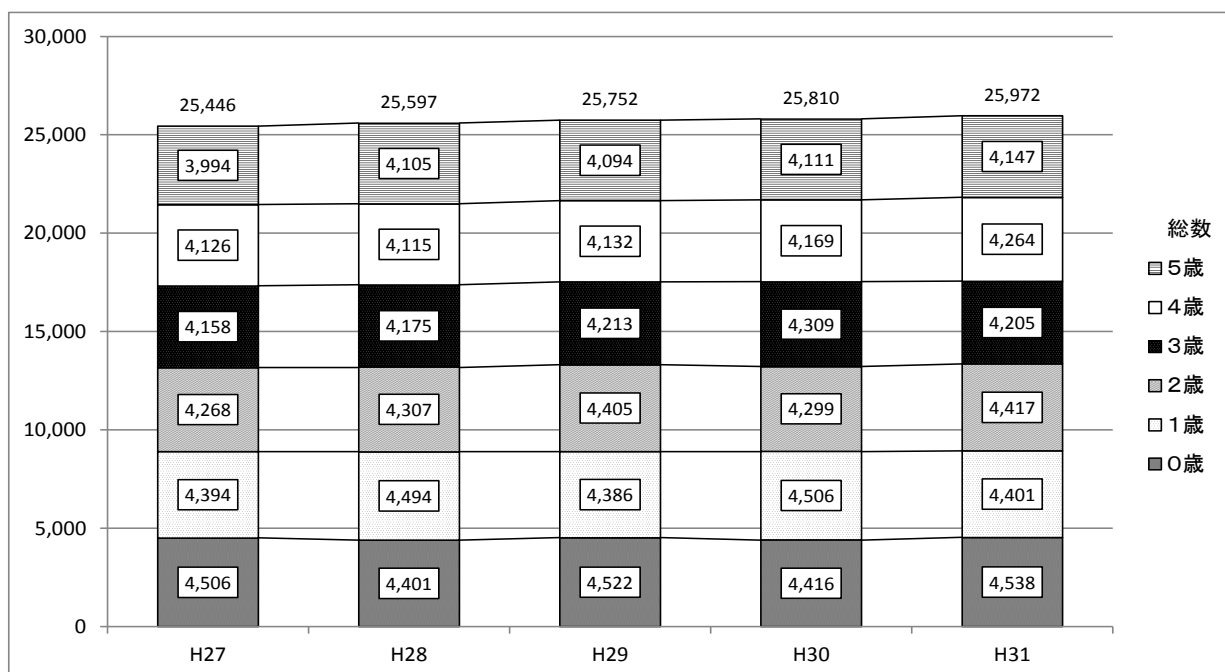
○就学前人口の年齢別推移



(4) 就学前人口の年齢別推計

今回の計画を策定するために行った就学前人口の推計では、就学前人口は今後も微増傾向にあり、平成 31 年には 25,972 人になると推測しています。

○就学前人口の年齢別推計



(5) 板橋区の子育て支援の状況

① 待機児童の解消

板橋区では、平成 17 年度から「板橋区保育計画（第一期）」を策定し、将来の保育需要を踏まえた待機児童対策を実施してきました。

また、「板橋区保育計画（第二期）」では、区独自事業である「板橋保育ルーム」などの先駆的な取組みや、都の補助制度を活用した「小規模保育所（板橋スマート保育）※」を都内最大規模で整備し、保育サービス定員を 1,500 人以上増加しました。

更に平成 26 年度に策定した「板橋区保育計画（第三期）」に基づき、認可保育所や小規模保育所（板橋スマート保育）を整備し、待機児童の解消に取り組んでいます。

今回策定した板橋区子ども・子育て支援事業計画では「板橋区保育計画（第三期）」を取り込み、潜在的な需要も加味した保育需要量を算出したうえで、待機児童の解消に向けて施設を整備していきます。

※「小規模保育所（板橋スマート保育）」は、子ども・子育て支援新制度では「小規模保育事業」としてきめ細かな保育を行います。

② 地域の子育て支援施策

板橋区では、体調が悪くなった児童を認可保育所等まで迎えに行くお迎えサービス付の「病児・病後児保育」、保護者に代わって短時間の保育サービスを行う「ファミリー・サポート・センター事業」、地域コミュニティの基盤である学校内で全児童を対象とした放課後子ども教室事業と就労等家庭の児童を対象とした学童クラブを一体的に運営する「あいキッズ」など、切れ目ない子育て支援のために様々な施策を展開しています。

子ども・子育て支援法第 59 条で定められた地域子ども・子育て支援に関する 13 事業（P25 参照）についても、「実費徴収に係る補足給付を行う事業」と「多様な主体が本制度に参入することを促進する事業」を除き、試行実施等を含め既に事業を実施しています。

子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、未実施の事業に取り組むとともに、現在実施している事業についても、より一層の充実・拡大を計画的に進めていきます。

6 計画の基本的な考え方

「5 子ども・子育てを取り巻く環境」のとおり、板橋区の子育て環境は、極端な変化はなく、量の見込み（需要数）は現状と大差なく推移していくと考えられます。

そこで、板橋区では以下の基本理念と基本目標のもとに子ども・子育て施策を推進していきます。

(1) 基本理念

子どもの最善の利益が実現される板橋区

近年の子育て環境は、核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、祖父母や近隣住民からの助言・支援等が困難になっています。また、女性にとっては就労や育児における家庭内の状況や子育て環境の変化などにより、子育てに対する負担や不安、孤立感が高まっています。

そこで、板橋区子ども・子育て支援事業計画では、子育て支援は「保護者が子育てについての第一義的責任を有すること」を前提としつつ、地域や社会がみんな育てるという意識を高め、子育てに対する不安や負担及び孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子育てや子どもの成長に喜びと生きがいを感じられるよう支援し、「子どもの最善の利益が実現される板橋区」を目指します。

(2) 基本目標

① 幼児期の教育・保育の量的拡充と質の改善

待機児童を解消し、仕事と子育ての両立を支援します。また、待機児童の解消にとどまらず、施設の区別なく全ての子どもたちが質の高い教育・保育を受けられるまちづくりを推進します。

② 安心して子育てができる体制づくり

身近な場所で相談できる体制の充実のほか、子育て中の保護者同士の交流の場の提供、特別な支援が必要な子どもへの配慮など、制度・事業を利用しやすくし、安心して子どもを産み育てられるまちづくりを推進します。

③ 子育て中の保護者の様々な状況に応じた支援

急な用事の時などに利用できる一時預かりをはじめ、その他の子育て支援事業の充実により、板橋区で暮らす全ての子どもと子育て中の家庭を支援するまちづくりを推進します。

第II章

教育・保育提供地域の設定

第Ⅱ章 教育・保育提供地域の設定

1 教育・保育提供地域について

保護者や子どもが居宅から容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して、教育・保育提供地域を設定します。

2 教育・保育提供地域の設定

板橋区の教育・保育提供地域の設定については、次の理由により区内5地域（板橋・常盤台・志村・赤塚・高島平）に設定します。

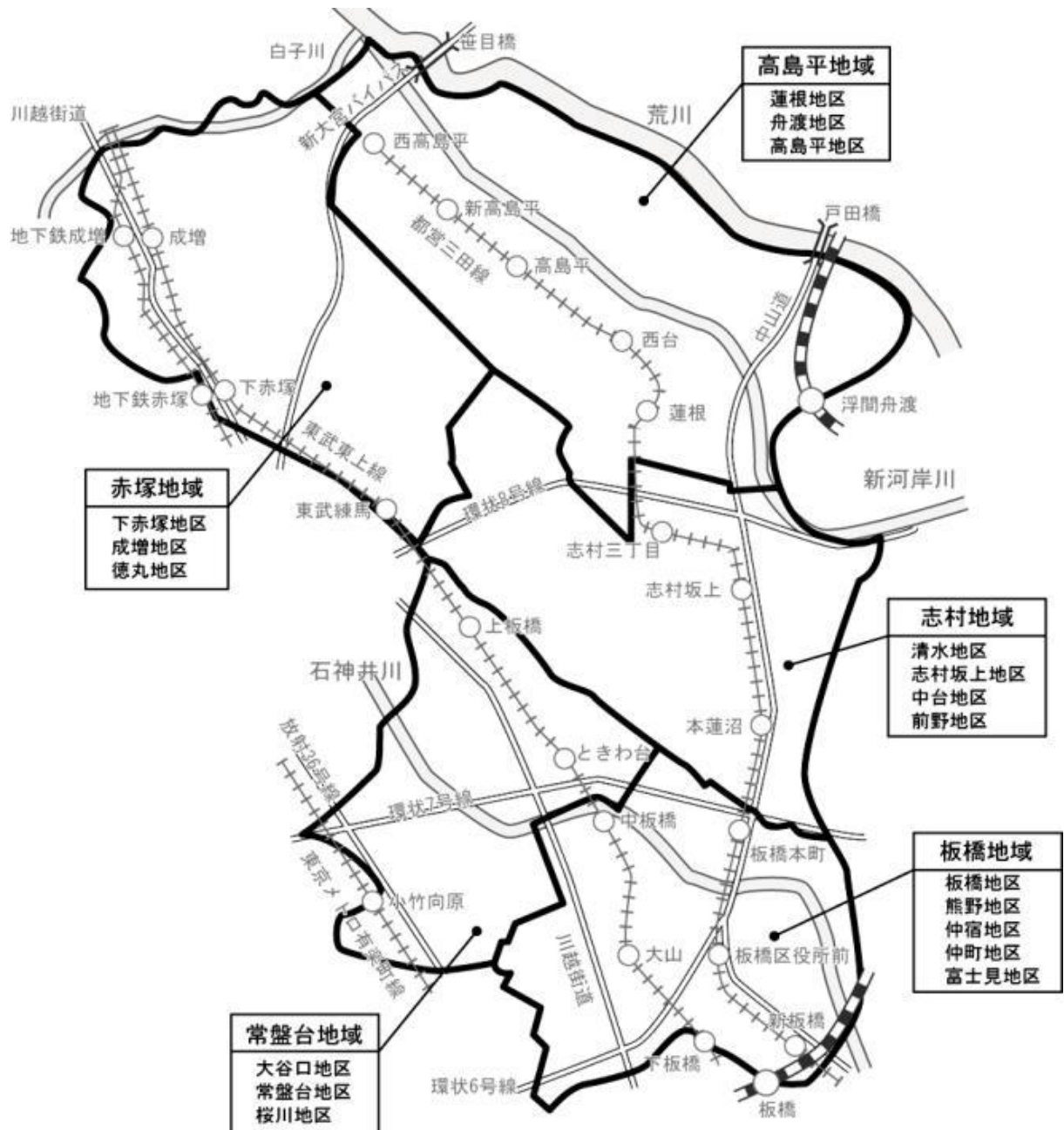
- ① ニーズ調査時に調査単位区域とした地域センターのある18地域では、待機児童で問題になっている0～2歳児の保育・教育について、いずれの地域においても需要に大きな差異がないこと。
- ② ニーズ調査において、子育て支援施設を利用するうえでの希望移動手段の時間が、徒歩又は自転車で最大20分程度であること。
- ③ 区の基本計画は基本的に区内を5地域に分け計画を策定しているため、区の他計画と整合を取りやすい地域であること。

なお、この設定に伴い基盤整備を実施する場合にあっては、5地域間の供給量の比率を考慮し、その地域の中でも特定のエリアに偏在化することなく、単一地域を交通事情や調査した地域センターの行政区界等により複数のエリアに分けるなどして均等になるよう、柔軟に対応していくこととします。

【5地域と18地域センターとの関係】

- 板橋地域……板橋・熊野・仲宿・仲町・富士見の地域センター管内
- 常盤台地域（上板橋地域）…大谷口・常盤台・桜川の地域センター管内
- 志村地域……清水・志村坂上・中台・前野の地域センター管内
- 赤塚地域……下赤塚・成増・徳丸の地域センター管内
- 高島平地域…蓮根・舟渡・高島平の地域センター管内

■ 地域図



第III章

教育・保育施設の充実

第Ⅲ章 教育・保育施設の充実

1 対象施設及び現状

以下の施設と事業が対象となります（カッコ内は平成 26 年 4 月の区内施設数）。

- (1) 認定こども園（幼稚園型 1 園、地方裁量型 1 園）
- (2) 幼稚園（区立幼稚園 2 園、私立幼稚園 34 園）
- (3) 認可保育所（区立保育園 39 園、公設民営保育園 2 園、私立保育園 55 園）
- (4) 家庭的保育（家庭福祉員 72 名）
- (5) 小規模保育（板橋スマート保育 20 園）
- (6) 居宅訪問型保育
- (7) 事業所内保育（20 事業所）

※(1)～(3)は教育・保育施設、(4)～(7)は地域型保育事業

2 趣旨

教育・保育の利用状況及び利用希望把握調査等により把握した利用希望を踏まえ、教育・保育提供地域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに必要利用定員総数を定めます。

3 認定区分

幼児期の教育・保育の量の見込み（需要数）について、以下の 3 つの認定区分を設定します。

区分	対象	該当する施設
1号認定 (教育標準時間認定)	お子さんが満 3 歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合	幼稚園・認定こども園
2号認定 (満 3 歳以上・保育認定)	お子さんが満 3 歳以上で、「保育の必要性」の事由に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育園・認定こども園
3号認定 (満 3 歳未満・保育認定)	お子さんが満 3 歳未満で、「保育の必要性」の事由に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育園・認定こども園・地域型保育事業

4 「保育の必要性」の事由

以下の事由に該当する場合に、保育の必要性があると判断します。

なお、(6)～(9)は子ども・子育て関連 3 法により、これまでの事由から加えられたものになります。

- (1) 就労
- (2) 妊娠・出産
- (3) 保護者の疾病・障がい
- (4) 同居又は長期入院等をしている親族の介護・看護
- (5) 災害復旧
- (6) 求職活動（起業準備を含む。）
- (7) 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む。）
- (8) 虐待やDVのおそれがあること。
- (9) 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。
- (10) その他、区が定める事由

5 目標事業量（供給目標量）

国から示されたニーズ調査及び量の見込み（需要数）算出の手引きでは、家族類型・利用意向等により量の見込み（需要数）を算出しています。

なお、目標事業量（供給目標量）については、いずれも「定員の弾力化（待機児童解消等のため定員を超えて入所できるようにすること）」を行わない設置認可の定員です。

(1) 1号認定（2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強い方を含む） （幼稚園・認定こども園）

（単位：人）

	26年度 (実績)	27年度		28年度		29年度		30年度		31年度		
		1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	
			幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い		幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い		幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い		幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い		幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い	
量の見込み(需要数) (A)※1	—	4,396	1,054	4,438	1,063	4,453	1,067	4,507	1,081	4,516	1,083	
(供給目標量) (B)	特定教育・ 保育施設 ※2	522	1,486	—	1,486	—	1,486	—	1,486	—	1,486	—
	確認を受けな い幼稚園※3	5,818	5,947	—	5,947	—	5,947	—	5,947	—	5,947	—
過不足(B)－(A)	—	1,983		1,932		1,913		1,845		1,834		

他区市との広域利用

◆豊島区から板橋区 200 人、板橋区から豊島区 100 人

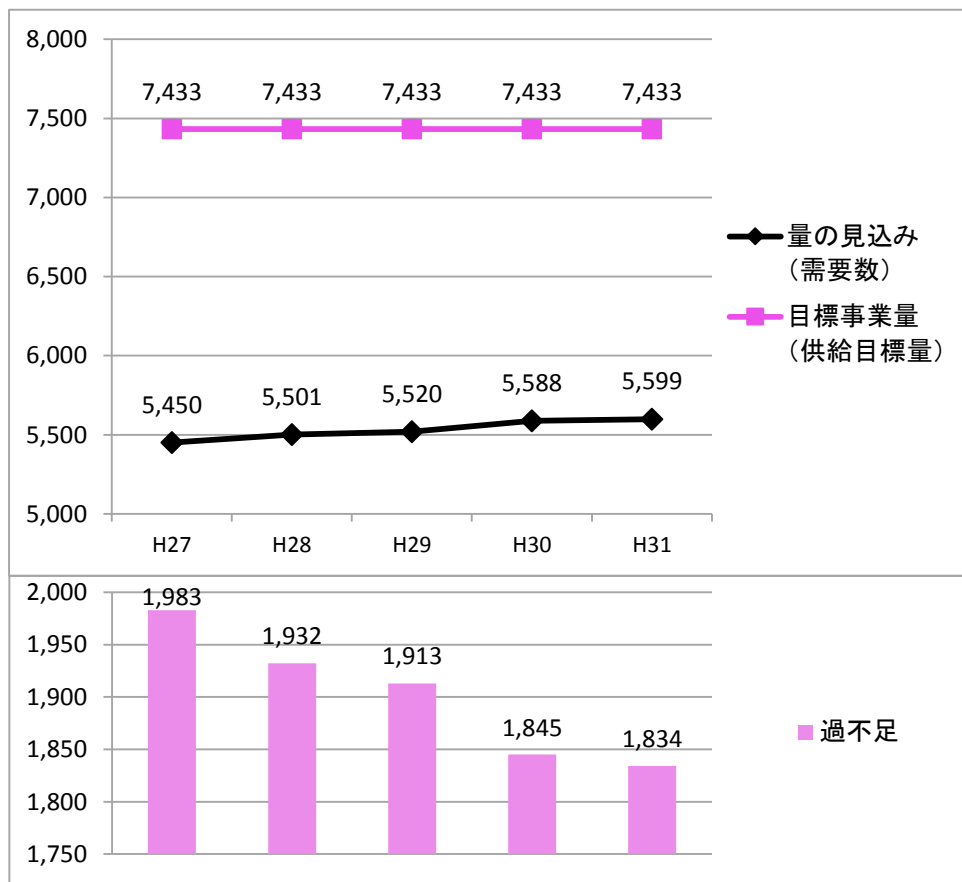
◆和光市から板橋区 400 人、板橋区から和光市 25 人

※1…（新制度に移行する園・移行しない園に関わらず）ニーズ調査から算出された需要数

※2…新制度に移行する認定こども園及び幼稚園の定員数 } 平成 26 年 10 月の平成 27 年度における私立幼稚園の「子ども・子育て支援新制度」への移行に関する調査を参考に算出した数値

※3…新制度に移行しない幼稚園の定員数

1号認定（2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強い方を含む）



(単位:人)

地域別		26年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
区全体	量的見込み (需要数)	6,340	5,450	5,501	5,520	5,588	5,599
	目標事業量 (供給目標量)		7,433	7,433	7,433	7,433	7,433
板橋地域	量的見込み (需要数)	—	1,036	1,045	1,049	1,061	1,064
	目標事業量 (供給目標量)		892	892	892	892	892
常盤台地域	量的見込み (需要数)	—	737	743	746	754	756
	目標事業量 (供給目標量)		1,841	1,841	1,841	1,841	1,841
志村地域	量的見込み (需要数)	—	1,313	1,326	1,330	1,347	1,349
	目標事業量 (供給目標量)		1,125	1,125	1,125	1,125	1,125
赤塚地域	量的見込み (需要数)	—	1,313	1,326	1,330	1,347	1,349
	目標事業量 (供給目標量)		2,465	2,465	2,465	2,465	2,465
高島平地域	量的見込み (需要数)	—	1,051	1,061	1,065	1,079	1,081
	目標事業量 (供給目標量)		1,110	1,110	1,110	1,110	1,110

1号認定（2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強い方を含む）については、現在ある幼稚園・認定こども園（教育利用分）の定員が量の見込み（需要数）を超えています。

保護者の就労状況に関わらず、教育・保育を一緒に受けることができる認定こども園の設置については、諸条件が整えば幼稚園から移行する園も増えると想定されます。

なお、計画では5地域に分けてありますが、幼稚園においてはバス通園など地域を超えた通園が多数行われています。

※ニーズ調査により算出された量の見込み（需要数）では、満3歳以上で「保育の必要性」の事由に該当する場合は「2号認定」としています。そのため、2号認定のうち「幼児期の学校教育の利用希望が強い方」は幼稚園等を希望すると想定されるため、1号認定と合わせて目標事業量（供給目標量）を算出しています。

※板橋区には幼稚園型認定こども園を含め私立幼稚園が34園あります。平成26年10月の意向調査では、新制度の幼稚園に移行する園は幼稚園型認定こども園を含め5園、現行制度のままの園は29園です。

(2) 2号認定（幼児期の学校教育の利用希望が強い方を除く）
（保育園、認定こども園）

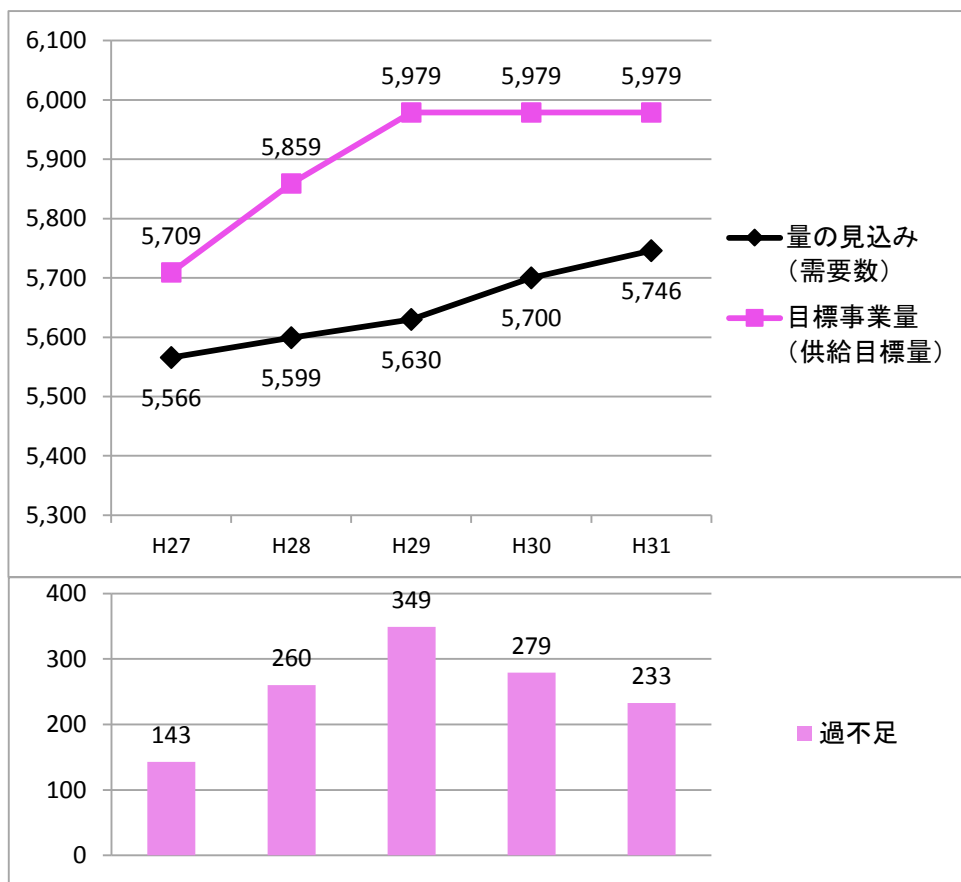
（単位：人）

		26年度 実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み(需要数)(A)※1		—	5,566	5,599	5,630	5,700	5,746
（供給目標量） 目標事業量 (B)	特定教育・保育施設 ※2	5,366	5,579	5,729	5,849	5,849	5,849
	認可外保育施設等 ※3	136	130	130	130	130	130
過不足(B)－(A)		—	143	260	349	279	233

※1…ニーズ調査から算出された需要数

※2…認定こども園・保育園の定員数

※3…認証保育所等の定員数



(単位:人)

地域別		26年度 実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
区全域	量の見込み (需要数)	5,502	5,566	5,599	5,630	5,700	5,746
	目標事業量 (供給目標量)		5,709	5,859	5,979	5,979	5,979
板橋	量の見込み (需要数)	1,330	1,358	1,366	1,374	1,391	1,402
	目標事業量 (供給目標量)		1,395	1,455	1,485	1,485	1,485
常盤台	量の見込み (需要数)	796	829	834	839	849	856
	目標事業量 (供給目標量)		848	878	878	878	878
志村	量の見込み (需要数)	1,044	1,041	1,047	1,053	1,066	1,075
	目標事業量 (供給目標量)		1,059	1,089	1,119	1,119	1,119
赤塚	量の見込み (需要数)	898	874	879	883	895	902
	目標事業量 (供給目標量)		953	953	953	953	953
高島平	量の見込み (需要数)	1,434	1,464	1,473	1,481	1,499	1,511
	目標事業量 (供給目標量)		1,454	1,484	1,544	1,544	1,544

2号認定（幼児期の学校教育の利用希望が強い方を除く）については、現在は保育園・認定こども園（保育利用分）の定員が量の見込み（需要数）を超えています。また、平成29年度までに定員を拡充することで、各年度ともに量の見込み（需要数）を上回る目標事業量（供給目標量）となります。

なお、特定地域型保育事業を卒園した子どもの保護者の不安を取り除いていくため、区は、卒園後の受け入れ先となる連携施設として教育・保育施設を誘導していく必要があります。

(3) 3号認定
(保育園・認定こども園・地域型保育事業)

(単位:人)

		26年度 実績		27年度		28年度		29年度		30年度		31年度	
		0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
量の見込み(需要数) (A)※1		—	—	1,298	4,160	1,268	4,233	1,303	4,251	1,273	4,289	1,307	4,313
目標事業量(供給目標量) (B)	特定教育・ 保育施設※2	720	2,937	786	3,004	836	3,104	876	3,184	876	3,184	876	3,184
	特定地域型 保育事業※3	90	403	173	552	233	682	281	786	281	786	281	786
	認可外保育 施設等※4	110	359	168	435	168	435	168	435	168	435	168	435
過不足(B)－(A)		—	—	-171	-169	-31	-12	22	154	52	116	18	92

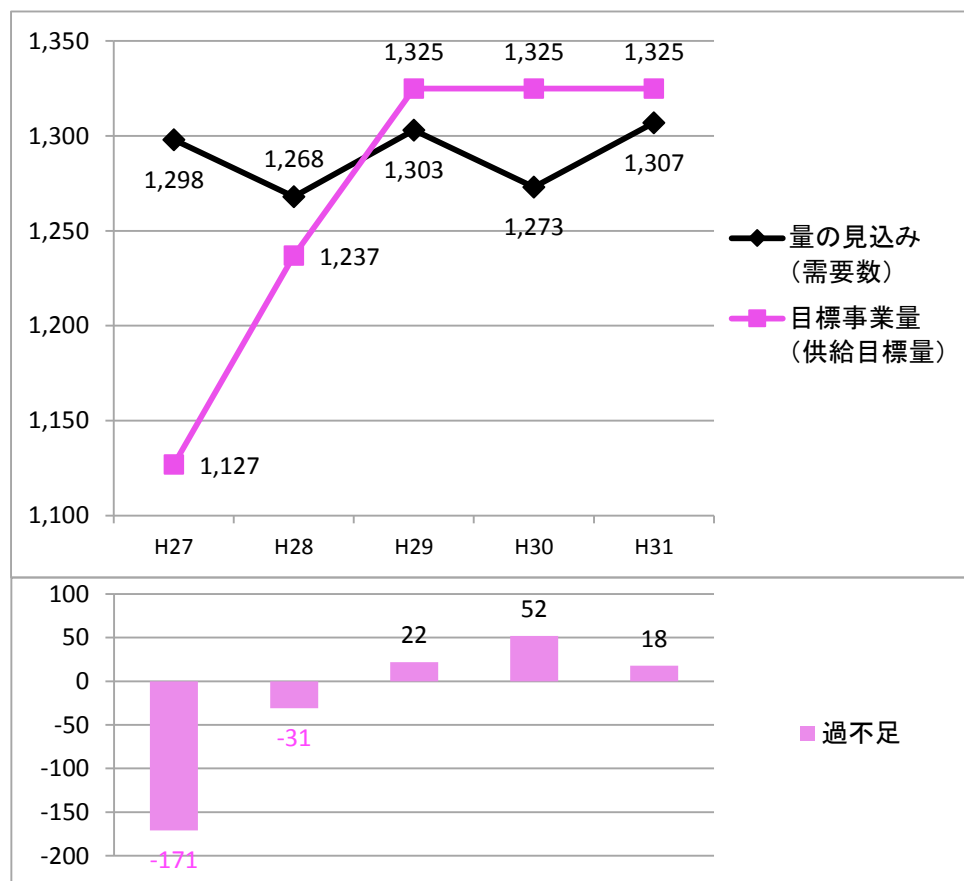
※1…ニーズ調査から算出された需要数

※2…認定こども園・保育園の定員数

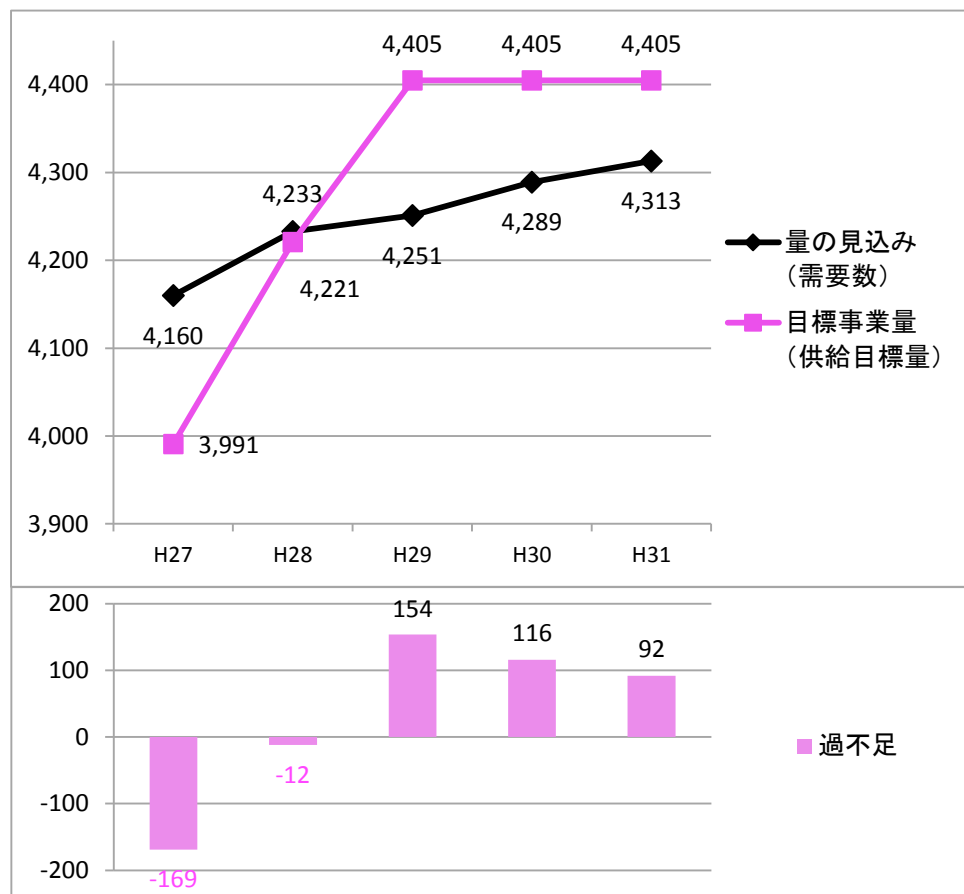
※3…家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育の定員数

※4…認証保育所等の定員数

○3号認定（0歳児）



○3号認定（1・2歳児）



(単位:人)

地域別		26年度実績		27年度		28年度		29年度		30年度		31年度	
		0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
区全体	量の見込み(需要数)	920	3,699	1,298	4,160	1,268	4,233	1,303	4,251	1,273	4,289	1,307	4,313
	目標事業量(供給目標量)			1,127	3,991	1,237	4,221	1,325	4,405	1,325	4,405	1,325	4,405
板橋	量の見込み(需要数)	220	912	341	1,019	333	1,037	343	1,042	335	1,051	344	1,057
	目標事業量(供給目標量)			266	970	310	1,062	344	1,134	344	1,134	344	1,134
常盤台	量の見込み(需要数)	153	556	226	649	221	660	227	663	222	669	227	673
	目標事業量(供給目標量)			201	620	223	666	229	679	229	679	229	679
志村	量の見込み(需要数)	174	685	248	799	242	813	249	816	243	823	250	828
	目標事業量(供給目標量)			212	749	234	795	250	828	250	828	250	828
赤塚	量の見込み(需要数)	148	656	208	745	203	758	208	761	203	768	209	772
	目標事業量(供給目標量)			199	754	205	767	211	780	211	780	211	780
高島平	量の見込み(需要数)	225	890	275	948	269	965	276	969	270	978	277	983
	目標事業量(供給目標量)			249	898	265	931	291	984	291	984	291	984

今までも「板橋区保育計画」に基づき保育定員の拡充に努めてきましたが、一層高まる保育ニーズに対応するため、待機児童数の動向を見ながら、認可保育所や小規模保育等、各施設の特徴を活かした整備を検討していきます。

なお、特定地域型保育事業については、卒園後（3歳以降）も預け先に困ることがないように、教育・保育施設を連携施設に設定していきます。

6 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

認定こども園の普及

平成 26 年度現在、板橋区には認定こども園が 2 園あります。

認定こども園は幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設です。認定こども園の設置に向けて国の環境整備の状況を把握しながら、保育園や幼稚園のニーズや地域の実情に応じて移行への支援を図っていきます。

また、乳幼児期の発達が連続性を有し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、教育・保育施設及び地域型保育事業相互の連携を始め、認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校等との連携方策について協議・検討していきます。

第Ⅳ章

地域子ども・子育て支援事業の充実

第Ⅳ章 地域子ども・子育て支援事業の充実

子ども・子育て支援法第 59 条に定める地域子ども・子育て支援事業について、各事業の量の見込み（需要数）とそれに対する区の方針について記載します。

1 対象事業

- (1) 利用者支援事業
- (2) 延長保育事業
- (3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ※
- (4) 多様な主体が本制度に参入することを促進する事業 ※
- (5) 放課後児童健全育成事業 ※
- (6) 子育て短期支援事業（ショートステイ） ※
- (7) 乳児家庭全戸訪問事業 ※
- (8) 養育支援訪問事業 ※
- (9) 地域子育て支援拠点事業
- (10) 一時預かり事業
- (11) 病児保育事業
- (12) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- (13) 妊婦健康診査 ※

なお、「※」印のある事業については、事業の特性上、提供地域は区全域で1つの地域とします。

2 目標事業量（供給目標量）

（1）利用者支援事業

① 事業概要

子ども及びその保護者が、子ども・子育てに関する支援を円滑に利用できるよう、情報提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。

② 目標事業量（供給目標量）

（単位：か所）

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
区全体	目標事業量 （供給目標量）	区役所に保育専門相談員を配置して、施設の利用支援を中心に子育てに関わる相談を充実させます。 また、親子が継続的に利用できる身近な施設である区立保育園を活用した相談窓口を設置します。				

区役所に区立保育園園長経験者による保育専門相談員（保育マイスター）を配置して相談窓口を設置するとともに、区立保育園には保育・子育て一般に関する相談窓口機能を持たせることにより、区全体の相談事業の充実・強化に取り組んでいきます。

また、健康福祉センターなどで父母が集まる機会を捉え、保育に関する相談に応じる出張相談を実施します。

さらに、「(9)地域子育て支援拠点事業」の専任相談員との相談機能の連携により、利用者支援事業の充実を図ります。

(2) 延長保育事業（時間外保育事業）

① 事業概要

保育認定を受けた子どもについて、「通常の利用日及び利用時間」以外の日・時間において認定こども園・認可保育所等において保育を実施する事業です。

② 目標事業量（供給目標量）

(単位:人)

		25年度 (実績)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
区全体	量の見込み(需要数) (A)	—	4,319	4,319	4,319	4,319	4,319
	目標事業量(供給目標量) (B)	4,319	4,319	4,319	4,319	4,319	4,319
	過不足(B)－(A)	—	0	0	0	0	0
	【参考】国の手引きから算出した 量の見込み		4,148	4,173	4,198	4,207	4,234
地域別内訳							
板橋	量の見込み(需要数)	—	1,099	1,099	1,099	1,099	1,099
	目標事業量(供給目標量)	1,099	1,099	1,099	1,099	1,099	1,099
常盤台	量の見込み(需要数)	—	661	661	661	661	661
	目標事業量(供給目標量)	661	661	661	661	661	661
志村	量の見込み(需要数)	—	874	874	874	874	874
	目標事業量(供給目標量)	874	874	874	874	874	874
赤塚	量の見込み(需要数)	—	587	587	587	587	587
	目標事業量(供給目標量)	587	587	587	587	587	587
高島平	量の見込み(需要数)	—	1,098	1,098	1,098	1,098	1,098
	目標事業量(供給目標量)	1,098	1,098	1,098	1,098	1,098	1,098

原則として、保護者の勤務時間が昼間の開所時間を超えていて他に保育する方がいない児童を対象に、一部の区立・私立保育園において延長保育を実施しています。

平成25年度の実績が「国の手引きから算出した量の見込み」を上回っているため、平成27年度から平成31年度までの量の見込み（需要数）は実績と同じ値としています。また、目標事業量（供給目標量）は、量の見込み（需要量）と同じ値を掲げています。

なお、保護者の就労世帯の増加や多様化等による延長保育事業へのニーズは、未実施の施設には引き続き多く見られます。今後、利用状況の実態を踏まえながら、実施施設を増やし延長保育の利用機会を拡大していきます。

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用その他これらに類する費用として区が定めるものを助成する事業です。

平成 27 年度からの新制度移行園における実費徴収の有無などを確認し、国の制度と連動した生活保護世帯への補足給付を検討していきます。

(4) 多様な主体が本制度に参入することを促進する事業

待機児童対策として新設した特定教育・保育施設や特定地域型保育事業が、保育の質を保ち、安定的・継続的に事業を運営できるよう巡回を実施し、支援や助言等を行う事業です。

先ず平成 27 年度は、これまでも実施している区立保育園の退職者を活用した巡回による助言などの運営支援や給食調理に関する支援・助言などを行い、区自らが保育事業に関わるノウハウを蓄積します。そのうえで、事業の状況に応じて必要な民間での巡回指導が実施できるように研究・検討をしていきます。

(5) 放課後児童健全育成事業

① 事業概要

保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学校の児童に対し、授業の終了後に安心・安全な居場所を確保し、放課後の体験・交流活動を通じて、健全な育成を図る事業です。

② 目標事業量（供給目標量）

(単位:人)

	25 年度(実績)		27 年度		28 年度	
	1～3 年生	4～6 年生	1～3 年生	4～6 年生	1～3 年生	4～6 年生
量の見込み (需要数)	—	—	5,657	5,386	5,674	5,374
目標事業量 (供給目標量)	—		11,676	11,116	11,711	11,091
	29 年度		30 年度		31 年度	
	1～3 年生	4～6 年生	1～3 年生	4～6 年生	1～3 年生	4～6 年生
量の見込み (需要数)	5,754	5,364	5,724	5,485	5,779	5,500
目標事業量 (供給目標量)	11,877	11,071	11,815	11,320	11,927	11,353

※全ての区立小学校で実施するため、目標事業量（供給目標量）の人数は該当する年齢の推定人口になっています。

板橋区では現在、午後 5 時までを「さんさんタイム」、午後 5 時以降を「きらきらタイム」に区分し、保護者のニーズに応じて登録区分を選択して放課後の児童の居場所となる新「あいキッズ」を実施しています。

平成 27 年度から全ての区立小学校で新「あいキッズ」を実施し、児童の放課後の居場所を確保します。

新「あいキッズ」では「きらきらタイム」の手続きをした児童を放課後児童健全育成事業の対象とし、全ての児童の交流を図り健全育成を推進します。

また、特別支援学校、特別支援学級、情緒などの通級児童は、特別支援学級のある区立小学校は 6 人、ない区立小学校は 3 人を目途に受け入れます。それ以上の希望がある場合は、居場所を確保できるよう施設調整などの協議をしていきます。

なお、全ての区立小学校で事業を実施するという性質上、提供地域は区全域で 1 つの地域とします。

あいキッズ

●放課後児童の居場所づくり

児童が放課後等を安心・安全に過ごし、多様な体験や活動を行うことができるよう、放課後等の子どもの居場所づくりを推進します。

●放課後子ども総合プランの推進

放課後児童の安心・安全な居場所の確保と健全育成、保護者の子育てと仕事等の両立支援に係るニーズに対応するため、板橋区においては、放課後子ども総合プランに基づいて板橋区版放課後対策事業「あいキッズ」を実施していきます。

◎市町村行動計画策定指針に基づく記載項目と推進方策等

項目	推進方策等
放課後児童クラブの平成 31 年度に達成されるべき目標事業量及び放課後子ども教室の平成 31 年度までの整備計画	平成 27 年度に区立小学校全 52 校で実施し、平成 31 年度まで現行量を維持する。
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的又は連携による実施校に関する具体的な方策	①同一の事業者へ委託をし、運営方針やプログラム、学校との連携について、随時、職員間で打合せを行う。 ②校内の室内拠点、隣接又は近接とし、離れた拠点には職員を加配して、児童の移動時の安全配慮を行う。
小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策	①校内に最低 1 箇所の専用拠点を設けるとともに、日中は学校教育活動で使用し、放課後に固定的に一時利用する拠点を学校連絡会で決定する。 ②放課後対策事業運営委員会において、学校施設の活用状況について報告し、意見交換を行う。 ③イベントやサポーター事業等の開催日には、特別教室等の一時利用を促進する。
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施校に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する具体的な方策	①教育委員会は一体型のあいキッズ事業を運営する。また、区長部局は、放課後児童健全育成事業を所掌し、設備及び運営に関する基準を管理する。 ②放課後対策事業運営委員会で部局間の連携について協議を図るとともに、総合教育会議を活用して総合的な放課後対策について検討する。
地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組み	①全あいキッズにおいて、毎日、午後 7 時まで開所し、必要な児童に居場所を提供する。 ②全あいキッズにおいて、夏休み等の三季休業日には、午前 8 時から開所し、必要な児童に居場所を提供する。

(6) 子育て短期支援事業

① 事業概要

保護者の疾病などの理由により、家庭において養育が困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ必要な保護を行う事業です。

板橋区では既に子育て短期支援事業として区内で1か所、社会福祉法人松葉の園が運営する専用施設で「ショートステイ」を行っています。育児疲れ・育児不安、親の介護、病気や出産での入院又は通院、冠婚葬祭への出席などの場合に利用できます。

利用申請は、利用日の3か月前から受け付けています。

② 目標事業量（供給目標量）

(単位:延べ人数)

	25年度 (実績)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み(需要数) (A)	—	400	400	400	400	400
目標事業量(供給目標量) (B)	397	472	472	472	472	472
過不足(B)－(A)	—	72	72	72	72	72

量の見込み（需要数）より平成25年度実績の方が上回っていたため、実績を量の見込み（需要数）とし、今後も確保できる体制を維持していきます。

なお、提供地域は区全体で一つの地域とします。

※ショートステイでは、特定の日に希望が集中することにより定員を超えてしまい、利用できない方がいる場合もあります。そのような場合でも極力ニーズに沿えるよう、利用希望者の事情に応じて、類似事業の紹介などを行っていきます。

(7) 乳児家庭全戸訪問事業

① 事業概要

乳児のいる家庭を訪問することにより、乳児・保護者の養育環境などを把握し、子育てに関する情報提供をするとともに、保護者と子の健康管理や育児についての相談・助言などを行う事業です。

母子健康手帳に添付されている出生通知票を区へ提出いただいた方を保健師又は助産師が訪問し、母と子の健康相談を行います（新生児訪問）。

出生通知票の提出がない方には、こんにちは赤ちゃん訪問員が訪問し、区の子育て支援に関する情報を提供します（こんにちは赤ちゃん訪問）。

この訪問により更に支援が必要な場合は保健師等による継続支援に繋がっていきます。

② 目標事業量（供給目標量）

（単位：人）

	25年度 （実績）	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み （需要数）	—	4,506	4,401	4,533	4,416	4,538
目標事業量 （供給目標量）	4,302	全ての対象者に事業を実施する。				

※量の見込み（需要数）は0歳児の推定人口

保護者の不安を軽減するために必要な情報提供や支援など、新生児訪問とこんにちは赤ちゃん訪問を合わせて、全乳児の家庭への訪問を目指します。

なお、全家庭を訪問するという事業の特性上、提供地域は区全体で一つの地域とします。

(8) 養育支援訪問事業

① 事業概要

養育支援が特に必要な家庭に対して養育が適切に行われるよう、その居宅において養育に関する相談・指導・助言などを行う事業です。

② 目標事業量（供給目標量）

(単位:人)

	25年度 (実績)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
目標事業量 (供給目標量)	92	支援が必要なケース全てに事業を実施する。				

板橋区では、子ども家庭支援センターや健康福祉センターで出生前後に把握した「保護者の養育を支援する必要がある児童」などに対して、子ども家庭支援センターの相談員が居宅に訪問して相談・指導を行う「子育てスタート支援事業」を実施しています。子どもや家庭の状況に応じた支援を行うことにより育児負担を軽減して、虐待の未然防止を図ります。

なお、支援が必要な家庭の居宅で行うという事業特性のため、提供地域は区全体で一つの地域とします。

(9) 地域子育て支援拠点事業

① 事業概要

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談・情報提供・助言などの援助を行う事業です。

また、町会・自治会を始め施設に来所された近隣の方々との交流を通して、地域の繋がりを感じてもらうことや、父親参加型の育児の推進等も行います。

② 目標事業量（供給目標量）

		25年度 (実績)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
区全体	量の見込み(需要数) (延べ人数)	—	455,484	455,052	460,032	455,832	461,544
	目標事業量(供給目標量) (か所)	3	対象人口やエリア面積等を勘案し、各地域に複数か所設置します。				

現在、板橋区では「0・1・2ひろば」2か所及び「森のサロン」1か所で実施しています。

今後は、子ども家庭支援センターで実施している2か所の「0・1・2ひろば」を児童館が引き継ぎます。当面は5地域に1館ずつ専任相談員を配置し、これまでより実施施設数を拡大することで、利便性を高めます。

また、今後の児童館については、現在、配置を含めた在り方について検討を行っており、その結果により配置された全ての児童館に乳幼児専用室を設置し、1日を通じて自由に過ごせる環境を整えるとともに、児童館指導員が保護者や子ども自身からの身近な相談に応じます。

さらに、「(1)利用者支援事業」の保育専門相談員（保育マイスター）との相談機能の連携により、地域子育て支援拠点事業の充実を図ります。

(10) 一時預かり事業

① 事業概要

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、幼稚園・認可保育所などにおいて一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

② 目標事業量（供給目標量）

(ア) 幼稚園の一時預かり

(単位:延べ人数)

			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
区全体	量の見込み (需要数)	1号認定	53,112	53,618	53,809	54,457	54,574
		2号認定	121,070	122,224	122,658	123,137	124,403
		合計(A)	174,182	175,842	176,467	177,594	178,977
	目標事業量(供給目標量) (B)		184,079	184,079	184,079	184,079	184,079
	過不足(B)－(A)		9,897	8,237	7,612	6,485	5,102
地域別内訳							
板橋	量の見込み(需要数)		33,094	33,411	33,529	33,744	34,007
	目標事業量(供給目標量)		34,976	34,976	34,976	34,976	34,976
常盤台	量の見込み(需要数)		23,514	23,738	23,822	23,975	24,161
	目標事業量(供給目標量)		24,849	24,849	24,849	24,849	24,849
志村	量の見込み(需要数)		41,978	42,378	42,529	42,800	43,133
	目標事業量(供給目標量)		44,363	44,363	44,363	44,363	44,363
赤塚	量の見込み(需要数)		41,978	42,378	42,529	42,800	43,133
	目標事業量(供給目標量)		44,363	44,363	44,363	44,363	44,363
高島平	量の見込み(需要数)		33,618	33,937	34,058	34,275	34,543
	目標事業量(供給目標量)		35,528	35,528	35,528	35,528	35,528

保護者の育児負担の軽減と社会参加の機会を確保するため、幼稚園における通常の教育時間外に幼稚園内で当該幼稚園児等を保育する事業です。量の見込み（需要数）は実績に比べて大きくなっていますが現行のままで対応できる範囲内のため、これまで通り事業を実施していきます。

(イ) 幼稚園以外の一時的預かり

(単位:延べ人数)

		25年度 (実績)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
区全体	量の見込み(需要数)(A)	—	38,837	38,938	38,336	38,994	39,392	
	目標事業量 (供給目標量) (B)	一時預かり事業	3,890	3,890	5,740	5,740	5,740	5,740
		子育て援助活動支援事業	10,280	40,338	40,338	40,338	40,338	40,338
		トワイライトステイ	230	281	281	281	281	281
	過不足(B)－(A)	—	5,672	7,421	8,023	7,365	6,967	
地域別内訳								
板橋	量の見込み(需要数)	—	8,233	8,255	8,127	8,266	8,351	
	目標事業量 (供給目標量)	一時預かり事業	1,223	1,223	1,223	1,223	1,223	1,223
		子育て援助活動支援事業	—	7,129	7,129	7,129	7,129	7,129
常盤台	量の見込み(需要数)	—	5,515	5,529	5,444	5,537	5,594	
	目標事業量 (供給目標量)	一時預かり事業	1,330	1,330	1,330	1,330	1,330	1,330
		子育て援助活動支援事業	—	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600
志村	量の見込み(需要数)	—	8,738	8,761	8,625	8,774	8,863	
	目標事業量 (供給目標量)	一時預かり事業	616	616	1,320	1,320	1,320	1,320
		子育て援助活動支援事業	—	7,811	7,811	7,811	7,811	7,811
赤塚	量の見込み(需要数)	—	8,894	8,917	8,779	8,930	9,021	
	目標事業量 (供給目標量)	一時預かり事業	461	461	903	903	903	903
		子育て援助活動支援事業	—	10,777	10,777	10,777	10,777	10,777
高島平	量の見込み(需要数)	—	7,457	7,476	7,361	7,487	7,563	
	目標事業量 (供給目標量)	一時預かり事業	260	260	964	964	964	964
		子育て援助活動支援事業	—	8,021	8,021	8,021	8,021	8,021

※トワイライトステイの提供区域は区全域で1つの地域とします。

保護者の育児疲れや急病、断続的・短時間勤務などの理由でお子さんを保育できないときに保育園で一時的にお子さんを預かる「一時保育」(一時預かり事業)や、通院や地域活動への参加などでお子さんの保育ができないとき保護者に代わって短時間の保育サービスを行う区民の主体的な子育て援助活動支援事業である「ファミリー・サポート・センター事業」等を実施しています。

なお、ファミリー・サポート・センター事業は、更なる利便性の向上のため、平成27年度から開始予定の「子育て支援員制度」を活用し、援助者の充実に努めていきます。

現在の子育て支援者養成講座は国の子育て支援員制度との整合を図ったカリキュラムに変更し、名称を子育て支援員制度に統一します。

また、現状でも量の見込み(需要数)を確保できる数値ですが、一層の充実を図るため「一時保育」の実施園を増やします。

◆ファミリー・サポート・センター事業について…国の手引きにより、一時預かり事業では未就学児について記載し、就学児童については「(12)子育て援助活動支援事業」に記載してあります。

(11) 病児保育事業

① 事業概要

お子さんが病気の回復期又は回復期に至らない場合で医療機関にかかる必要はないが、保育園・幼稚園等に通園できないときに医療機関などで一時的に保育を行う事業です。

② 目標事業量（供給目標量）

			25年度 (実績)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
区全体	量の見込み (需要数) (A)	(延べ人数)	—	8,073	8,121	8,171	8,189	8,240
	目標事業量 (供給目標量) (B)	(延べ人数)	2,872	7,032	8,790	8,790	8,790	8,790
		(か所)	4	4	5	5	5	5
	過不足 (B)－(A)	(延べ人数)	—	-1,041	669	619	601	550

板橋区では、現在4施設（下記参照）で病児・病後児保育を行っています。

なお、平成25年度は、定員18人に対して1日平均11.8人の利用がありました。このような利用状況を踏まえながら、身近な地域に施設を配置することにより利便性を高めるため、概ね5地域に1か所ずつ配置できるよう赤塚地域での実施を検討していきます。

【板橋区での実施状況】

現在、帝京大学医学部附属病院、板橋区医師会病院、キッズタウンむかいほら保育園（病後児保育のみ）、いわた医院の4か所で実施しています。

※帝京大学医学部附属病院・板橋区医師会病院はお迎えサービスがあります。

(12) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児）

① 事業概要

通院や地域活動への参加などでお子さんの保育ができないとき、保護者に代わって短時間の保育サービスを行う会員制の事業です。育児の援助を受けたい区民（利用会員）のお子さんを、育児の援助を行いたい区民（援助会員）が預かります。援助活動の内容は、小学校・習い事への送迎や帰宅後の預かりなどです。

※援助会員は、板橋区が実施する子育て支援者養成講座を修了した方です。

※児童が病気の場合や安全確保ができない場合など、援助活動ができない場合があります。

② 目標事業量（供給目標量）

（単位：延べ人数）

		25年度 (実績)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
区全体	量の見込み(需要数) (A)	—	4,782	4,778	4,808	4,826	4,849
	目標事業量(供給目標量) (B)	4,310	4,860	4,860	4,860	4,860	4,860
	過不足(B)－(A)	—	78	82	52	34	11
地域別内訳							
板橋	量の見込み(需要数)	—	875	875	880	884	887
	目標事業量(供給目標量)	—	890	890	890	890	890
常盤台	量の見込み(需要数)	—	679	678	683	685	689
	目標事業量(供給目標量)	—	690	690	690	690	690
志村	量の見込み(需要数)	—	1,162	1,161	1,168	1,173	1,178
	目標事業量(供給目標量)	—	1,180	1,180	1,180	1,180	1,180
赤塚	量の見込み(需要数)	—	1,114	1,113	1,120	1,124	1,130
	目標事業量(供給目標量)	—	1,130	1,130	1,130	1,130	1,130
高島平	量の見込み(需要数)	—	952	951	957	960	965
	目標事業量(供給目標量)	—	970	970	970	970	970

量の見込み（需要数）を確保できているため、現行通り事業を行います。

なお、一時預かり事業と同様に、ファミリー・サポート・センター事業は、更なる利便性の向上のため、平成27年度から開始予定の「子育て支援員制度」を活用し、援助者の充実に努めていきます。現在の子育て支援者養成講座は国の子育て支援員制度との整合を図ったカリキュラムに変更し、名称を子育て支援員制度に統一します。

(13) 妊婦健康診査

① 事業概要

妊婦の健康の保持増進を図り、安全・安心な妊娠・出産に資するために定期的に健康診査を受けられるよう、検査費用を一部助成する事業です。

受診票を使って健康診査を受けると、受診票に記載された内容の検査項目は無料となります。

	内 容	公費負担額上限
妊婦健康診査 1回目	問診、体重測定、血圧測定、尿検査 血液検査（血液型、貧血、血糖、不規則抗体、 梅毒血清反応、B型肝炎、風疹抗体価検査）	8,430円 (平成26年度)
妊婦健康診査 2～14回目	○毎回実施するもの 問診、体重測定、血圧測定、尿検査、保健指導 ○その他選択項目（下記から1項目選択） クラミジア抗原、C型肝炎、経膈超音波、 HTLV-1抗体、血糖、貧血、B群溶連菌、 NST（ノンストレステスト）	5,140円 (平成26年度)
妊婦超音波検査	経腹法による超音波検査	5,300円

※利用できる医療機関：都内契約医療機関

② 目標事業量（供給目標量）

(単位:人)

	25年度 (実績)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
目標事業量 (供給目標量)	4,656	全ての対象者に事業を実施する。				

今後も、妊婦が健康で安心して出産を迎えられるよう、国が示す妊婦健康診査の実施基準に合わせた検査項目と回数の実施を進めていきます。

なお、事業の特性上、提供地域は区全体で一つの地域とします。

第V章

計画の推進

第V章 計画の推進

1 関係機関等との連携

計画策定に携わる行政関係部課を中心に、幼児期の教育・保育及び子育て支援の関係者等の参画を積極的に得るなどして、計画の着実な実施や推進を図ります。

また、必要に応じて、区民が委員として参加する会議等で意見を聴取し、関係者等の協力を得ながら、社会全体、地域ぐるみで、子ども・子育て支援の環境向上やそうした環境整備に向けた意識の醸成を図ります。

なお、行政の事業以外にも民間の方による様々な子育てに関する取組みが行われており、それらとの連携については次世代育成推進行動計画で検討していきます。

2 計画の達成状況の点検・評価

計画の推進にあたっては、施策の実施状況等について各年度において点検・評価を実施します。その際、子育て当事者や、子ども・子育て支援に関わる関係者の意見も参考にしながら子ども・子育て会議において点検・評価を実施することとし、結果はホームページ等で公表します。

なお、計画に定める量の見込み（需要数）が大きく変動する等、計画に関わる状況が変化した場合には計画の一部見直しを必要に応じて行います。

用語解説

用語解説

あ 行

◆あいキッズ(板橋区版放課後対策事業)

小学1年生から6年生を対象に、区立小学校において「放課後子ども教室」と「学童クラブ」を一体的に運営するものです。平成27年度からは全ての区立小学校で実施されます。事業の利用にあたっては無料ですが、17時以降も利用する場合は、一定の利用料がかかります。

◆^{おいっちに}0・1・2ひろば

3歳未満の子どもを遊ばせながら、親同士の交流、情報交換のほか、育児相談ができる子育てひろばです。

か 行

◆家庭的保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細かな保育を行います。

◆教育・保育施設

認定こども園法・学校教育法・児童福祉法に規定された認定こども園・幼稚園・保育所のことです。

◆居宅訪問型保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1の保育を行います。

◆子ども・子育て支援新制度

平成24年8月に制定された子ども・子育て関連3法(P2参照)に基づく制度のことです。新制度では、全ての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図ります。

さ 行

◆事業所内保育

事業所内の施設において、保育を行います。新制度の確認を受けるためには、主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、従業員のお子さんのほか、地域において保育を必要とするお子さんを保育する必要があります。

◆施設型給付

教育・保育施設(認定こども園・幼稚園・保育所)を対象とした給付のことです。

◆市町村子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として特別区を含めた全区市町村が作成することになります。

◆小規模保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、少人数(定員6~19人)を対象にきめ細かな保育を行います。

◆地域型保育給付

地域型保育事業を対象とした給付のことです。

◆地域型保育事業

少人数の単位で、主に満3歳未満の乳児・幼児を預かる事業のことで、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4つがあります。

◆地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第59条に基づき実施する地域子育て支援に関する事業で、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業等があります。

◆特定教育・保育施設

区市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」のことです。なお、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれません。

◆特定地域型保育事業

区市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」のことです。

◆トワイライトステイ

育児疲れ・育児不安、親の介護や仕事等の理由により、家庭において養育が困難となった児童について、社会福祉法人松葉の園が運営する専用施設で必要な養育を行う事業です。16時から22時の間で利用できます。

◆認可保育所

児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準を満たし都知事に認可された施設です。

◆認定

新制度では、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の利用を希望する場合は認定を受ける必要があります(認定の区分についてはP13参照)。

◆認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行う施設のことです。以下の4つのタイプがあります。

① 幼保連携型

認可幼稚園と認可保育所とが連携して一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプです。なお、新制度では認定こども園法の改正により「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」となります。

② 幼稚園型

認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプです。

③ 保育所型

認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプです。

④ 地方裁量型

幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプです。

は 行

◆保育の必要性の認定

保護者の申請を受けた区市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで給付を支給する仕組みのことです。

ま 行

◆森のサロン

板橋区と東京家政大学との協働による子育てひろばです。4歳未満のお子さんと保護者を対象に大学ならではの講座や屋外イベントを実施しています。

や 行

◆幼稚園

新制度に移行する幼稚園と私学助成を受けて運営する幼稚園があります。新制度に移行する幼稚園を利用する場合は認定手続きが必要となります(私学助成を受けて運営する幼稚園の手続きの変更はなく、認定を受ける必要はありません)。

ら 行

◆連携施設

地域型保育事業を利用する保護者の安心感や事業の安定性を確保するため、①保育内容の支援、②卒園後の受け皿の役割を担うことなどを目的に設定される施設のことです。

資料編

板橋区子ども・子育て会議条例（平成25年10月18日東京都板橋区条例第33号）

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項及び第3項の規定に基づき、区長の付属機関として板橋区子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務その他区長が適当と認めた事項に関して検討を行い、その結果に基づいて、区長に意見及び提言を行うものとする。

（組織）

第3条 子育て会議は、区民、学識経験者その他区長が必要と認める者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員20人以内をもって組織する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 子育て会議に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 副会長は、会長が指名する。

4 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（招集）

第6条 子育て会議は、会長が招集する。

2 会長は、委員の3分の1以上の者から子育て会議の招集の請求があったときは、子育て会議を招集しなければならない。

（会議）

第7条 子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

（意見聴取等）

第8条 会長は、子育て会議において必要があると認めたときは、関係人の出席を求めて意見や事情等の聴取を行い、又は関係人から必要な資料の提出を求めることができる。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、板橋区規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

板橋区子ども・子育て会議委員名簿

	氏名	所属団体等	役職	任期
1	片岡 輝	学識経験者（東京家政大学名誉教授）	会長	H25.12～
2	吉田 正幸	幼児教育・保育専門誌「遊育」代表取締役	副会長	H25.12～
3	鈴木 育夫	板橋区医師会	委員	H25.12～
4	柳井 繁	板橋産業連合会	委員	H25.12～
5	関谷 公二	板橋区青少年健全育成地区委員会連合会	委員	H25.12～H26.4
	古谷 茂		委員	H26.5～
6	正田 道子	板橋区民生・児童委員協議会	委員	H25.12～
7	小笠原 隆浩	板橋区立中学校PTA連合会	委員	H25.12～
8	加藤 芳和	板橋区立中学校校長会	委員	H25.12～
9	峯 敦	板橋区立小学校PTA連合会	委員	H25.12～
10	宮崎 篤	板橋区立小学校校長会	委員	H25.12～
11	星野 直美	板橋区私立幼稚園PTA連合会	委員	H25.12～
12	橋本 信子	板橋区私立幼稚園園長会	委員	H25.12～
13	鈴木 節子	板橋区私立保育園園長会	委員	H25.12～H26.6
	下竹 敬史		委員	H26.7～
14	野原 恵	障がい者団体	委員	H25.12～
15	五十嵐 丈敏	区民委員	委員	H25.12～
16	加藤 洋美	区民委員	委員	H25.12～
17	丸山 幸恵	区民委員	委員	H25.12～H26.1

板橋区子ども・子育て支援本部審議経過

回数	開催日	審議内容
第1回	平成26年 5月20日	1. 保育需要量の算出について 2. 教育・保育提供区域の設定について
第2回	平成26年 7月22日	1. 次世代育成推進行動計画の進捗状況について 2. 子ども・子育て支援事業計画骨子（案）について 3. 需要量の補正について 4. 各種事業等の基準策定について
第3回	平成26年 9月2日	1. 子ども・子育て支援事業計画と次世代育成推進行動計画を個別に策定することについて 2. 子ども・子育て支援事業計画の策定について（中間のまとめ）
第4回	平成26年 11月4日	1. 子ども・子育て支援事業計画（素案）について
第5回	平成27年 1月27日	1. パブリックコメントの結果について 2. 子ども・子育て支援事業計画（最終案）について

板橋区子ども・子育て会議審議経過

回数	開催日	審議内容
第1回	平成25年 12月13日	1. 会議の運営について 2. 子ども・子育て支援新制度の概要と板橋区の現状について
第2回	平成26年 3月24日	1. 板橋区子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査結果について 2. 需要量見込み算出結果について 3. 子ども・子育て支援事業計画について（計画策定の概要）
第3回	平成26年 5月23日	1. 保育需要量の算出について 2. 教育・保育提供区域の設定について
第4回	平成26年 7月1日	1. 需要量の補正について 2. 子ども・子育て支援に関する各種事業等の基準策定について
第5回	平成26年 8月4日	1. 次世代育成推進行動計画（後期計画）の進捗状況について 2. 子ども・子育て支援事業計画（骨子案）について
第6回	平成26年 9月8日	1. 子ども・子育て支援事業計画と次世代育成推進行動計画を個別に策定することについて 2. 子ども・子育て支援事業計画の策定について（中間のまとめ）
第7回	平成26年 10月14日	1. 子ども・子育て支援事業計画（素案）について 2. 子ども・子育て支援新制度に関わる板橋区の進捗状況
第8回	平成26年 12月18日	1. パブリックコメントの結果について 2. 「教育・保育」及び「地域型保育」の保育料の考え方について
第9回	平成27年 1月15日	1. 子ども・子育て支援事業計画（最終案）について 2. 平成27年度の次世代育成推進行動計画について

刊行物番号
26-163

古紙を配合しています。

「板橋区子ども・子育て支援事業計画」
平成27年（2015年）3月発行
発行 板橋区 子ども家庭部 子ども政策課
〒175-8501
板橋区板橋 2-66-1
電話 03-3579-2471
URL <http://www.city.itabashi.tokyo.jp/>
